

平成21年10月1日以降に出産される方から、出産育児一時金の支給額と支払方法が変わります。

支給額が変わります

4万円引き上げ、原則42万円となります。

※ 産科医療補償制度に加入する病院等において出産した場合に限ります。それ以外の場合は39万円となります。

直接支払制度が実施されます

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として国民健康保険等の医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みに変わります。

今後は原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額分は退院時に病院などにお支払いください。

42万円未満の場合は、その差額分をご加入の国民健康保険等の医療保険者に請求することができます。

※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まれない場合は、出産後に国民健康保険等から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です

(ただし、出産費用を退院時に病院などにいったんご自身でお支払いいただくことになります。)

☆ 手続については、ご加入の医療保険者の窓口、または出産される病院等に確認ください。

問い合わせ先 役場住民課保険班 78-3111(120)

今月(10月)より 住民税の年金からの 引き落としが始まります。 〈特別徴収制度〉

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方に
お知らせです。



4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち
住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。
この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、
前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。
ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆ 介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆ 引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

(例) 住民税の年税額が
12万円(年金所得のみ)の場合

平成21年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)				年金から引き落とし (特別徴収)		
月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月
税額(円)	15,000	15,000	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000
算出方法	1/8	1/8	1/8	1/8	1/6	1/6	1/6

6月から9月までは年税額の1/8ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。
10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

新たな税負担が生じるものではありません。

問い合わせ先 役場住民課税務班 78-3111(122)